

令和7年 第1回

かつらぎ町議会定例会（6月会議）

追 加 議 案

令和7年6月10日提出

令和7年第1回かつらぎ町議会定例会（6月会議）追加付議事件

議案第87号	かつらぎ町議会議員及びかつらぎ町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第88号	かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	3
議案第89号	工事請負契約の締結について	5
議案第90号	工事請負契約の締結について	6
議案第91号	令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第3号）	7

議案第 87 号

かつらぎ町議会議員及びかつらぎ町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町議会議員及びかつらぎ町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和2年かつらぎ町条例第26号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年6月10日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町議会議員及びかつらぎ町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町議会議員及びかつらぎ町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月 日

かつらぎ町長

令和7年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町議会議員及びかつらぎ町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町議会議員及びかつらぎ町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和2年かつらぎ町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかつらぎ町議会議員及びかつらぎ町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 88 号

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年かつらぎ町条例第9号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和7年6月10日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案文別記）
- 2 提案理由
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を改定するため、所要の改正をいたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 日

かつらぎ町長

令和 7 年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 7 年かつらぎ町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 2 条関係）

地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の 2 に該当する職

職名	報酬額
投票所の投票管理者	1 日につき 14,500 円
	半日につき 7,250 円
期日前投票所の投票管理者	1 日につき 12,800 円
開票管理者	1 日につき 12,200 円
選挙長	1 日につき 12,200 円
投票所の投票立会人	1 日につき 12,400 円
期日前投票所の投票立会人	1 日につき 10,900 円
開票立会人	1 日につき 10,100 円
	半日につき 5,050 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

工事請負契約の締結について

令和7年5月22日付け制限付一般競争入札に付した、かつらぎ町大字丁ノ町地内、令和7年度 公共施設等適正管理推進事業 総合文化会館舞台吊物巻上機等改修工事については、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

令和7年6月10日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 契約の目的 令和7年度
公共施設等適正管理推進事業
総合文化会館舞台吊物巻上機等改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 58,740,000円
- 4 契約の相手先 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2325番地の1
株式会社 天野組
代表取締役 森下 昌幸
- 5 支出科目 シビックセンター特別会計
1 款 総務費
1 項 総務管理費
1 目 施設管理費
1 4 節 工事請負費

議案第 90 号

工事請負契約の締結について

令和7年5月22日付け指名競争入札に付した、かつらぎ町大字丁ノ町地内、令和7年度 公共施設等適正管理推進事業 総合文化会館大ホール音響設備等改修工事については、下記のとおり請負契約を締結するものとする。

令和7年6月10日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

- 1 契約の目的 令和7年度
公共施設等適正管理推進事業
総合文化会館大ホール音響設備等改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 46,983,200円
- 4 契約の相手先 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東383番地の2
株式会社 まえだ住宅設備 かつらぎ営業所
所長 前田 左貴
- 5 支出科目 シビックセンター特別会計
1 款 総務費
1 項 総務管理費
1 目 施設管理費
1 4 節 工事請負費

議案第 91 号

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度かつらぎ町一般会計補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,225千円を追加し、歳入歳出それぞれ12,220,724千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月10日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

地域交流センターエアコン取替工事費及び投票管理者等の報酬額改定に伴う増額を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正（第3号）

第1表
(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		741,188	325	741,513
	3 県委託金	55,312	325	55,637
19 繰入金		929,254	900	930,154
	2 基金繰入金	929,251	900	930,151
補正されなかつた款項にかかると分		10,549,057		10,549,057
歳入	合計	12,219,499	1,225	12,220,724

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,699,697	1,315	1,701,012
	1 総務管理費	1,365,338	990	1,366,328
	4 選挙費	40,846	325	41,171
14 予備費		30,276	△90	30,186
	1 予備費	30,276	△90	30,186
補正されなかつた款項にかかると分		10,489,526		10,489,526
歳出	合計	12,219,499	1,225	12,220,724

歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 3 号)

1. 総括表

(単位：千円)

(歳入)	款	補正前の額	補正額	計
	16 県支出金	741,188	325	741,513
	19 繰入金	929,254	900	930,154
	補正されなかった款項にかかる分	10,549,057		10,549,057
	歳入合計	12,219,499	1,225	12,220,724

(単位：千円)

(歳出)	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特 定 財 源		
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
	2 総務費	1,699,697	1,315	1,701,012	325		990
	14 予備費	30,276	△90	30,186			△90
	補正されなかった款項にかかる分	10,489,526		10,489,526			
	歳出合計	12,219,499	1,225	12,220,724	325		900

1. 歳入

県支出金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
16		県支出金	千円 741,188	千円 325	千円 741,513		千円	
	3	県委託金	55,312	325	55,637			
		1 総務費県委託金	42,835	325	43,160			
						3 参議院通常選挙 委託金	325	16,688-16,363
19		繰入金	929,254	900	930,154			
	2	基金繰入金	929,251	900	930,151			
		1 基金繰入金	929,251	900	930,151			
						1 財政調整基金繰 入金	900	578,900-578,000
		歳入合計	12,219,499	1,225	12,220,724			

2. 歳出

総務費

補正第 3号

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
						国県支出金	地方債	その他の	一般財源			
2		総務費	千円 1,699,697	千円 1,315	千円 1,701,012	千円 325		千円 990	千円 990		千円	
1		総務管理費	1,365,338	990	1,366,328			990				
		13 地域交流センター管理費	27,964	990	28,954			990				
										14 工事請負費	990	丁ノ町地域交流センターエアーコン取替工事
4		選挙費	40,846	325	41,171	325						
		2 参議院通常選挙費	16,362	325	16,687	325						
										1 報酬	325	投票管理者及び投票立会人 投票事務打合せ会 開票立会人
14		予備費	30,276	△90	30,186			△90				
1		予備費	30,276	△90	30,186			△90				
		1 予備費	30,276	△90	30,186			△90				
		歳出合計	12,219,499	1,225	12,220,724	325		900				